
平成 21 年度の協会員に対する監査結果について

日証協・平成 22 年 4 月 20 日

本協会では、平成 21 年度の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 22 年 4 月 20 日に開催された自主規制会議に報告した。

協会員に対する監査結果は、以下のとおりである。

平成 21 年度の協会員に対する監査結果について

平成 22 年 4 月

日本証券業協会

概要

- (1) **監査実施数**：平成 21 年度に監査を実施した会社数は、会員 91 社、特別会員 61 機関。(監査結果を通知した会社数は、会員 95 社、特別会員 56 機関。)

- (2) **平成 21 年度監査の重点事項**：①内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況の点検、投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況等の点検、について重点的に実施。

- (3) **監査の指摘状況**

会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 43 社で 20 年度の 55 社に比べ減少（指摘割合では 21 年度は約 45%で 20 年度の約 52%に比べ減少）。

特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 7 機関で 20 年度の 6 機関に比べ若干増加。

- (4) **指摘内容**

投資者保護関係では、

イ．投資信託の実質的な信託報酬率が誤表示された資料を顧客へ交付、

ロ．高齢者顧客の投資目的及び投資経験を軽視した株式の過当な勧誘、など。

内部管理態勢関係では、

イ．投資信託の勧誘に際し重要事項の説明状況の記録等がなされていないなどの管理不備、

ロ．顧客からの苦情について経営陣等に報告していないなど不十分な管理状況、など。

これらの指摘に至った背景としては、

- イ.法令・諸規則、社内規則の徹底又は理解が不十分であること、
- ロ.管理部門等のチェックが十分に機能していない又は
チェックする態勢がないこと、
- ハ.関連部署間等の相互牽制態勢が機能していない又は
牽制態勢がないこと、
- ニ.所管部署あるいは担当者に改善対応を任せ切りで内部管理
統括責任者等が改善状況の確認を怠っていること、

などが挙げられる。

監査実施状況

監査着手日ベース（平成 21 年 4 月～同 22 年 3 月に監査を着手）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	21 年度	20 年度	21 年度	20 年度
監査実施会社数	9 1 社 (注 1)	9 1 社	6 1 機関 (注 2)	6 1 機関
1 社平均の監査日数	6 . 1 日	6 . 0 日	5 . 2 日	5 . 2 日
(1 社あたりの監査日数)	(3 ～ 1 3 日)	(3 ～ 1 8 日)	(3 ～ 8 日)	(3 ～ 1 0 日)
1 社平均の監査人員	4 . 6 人	4 . 9 人	4 . 0 人	4 . 1 人
(1 社あたりの監査人員)	(3 ～ 1 7 人)	(3 ～ 2 0 人)	(2 ～ 6 人)	(3 ～ 7 人)

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 39 社、本協会単独の監査 52 社。

(注 2) 内訳は、地方銀行 23 機関、第二地銀協地銀 17 機関、信用金庫 11 機関、
その他 10 機関

監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 21 年 4 月～同 22 年 3 月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	21 年度	20 年度	21 年度	20 年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	4 3 社	5 5 社	7 機関	6 機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	5 2 社	5 1 社	4 9 機関	6 8 機関
計	9 5 社	1 0 6 社	5 6 機関	7 4 機関

以 上